

R05-227

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 10年(令和15年3月31日まで) |
|--------|-------------------|

佐 本 交 企 発 第 7 0 号  
令 和 5 年 3 月 3 1 日

交通部内各所属長  
各 警 察 署 長 殿

|       |              |
|-------|--------------|
| 有 効   | 令和15年3月31日まで |
| 企画第一係 |              |

交 通 部 長

**原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定制度の概要及び運用上の留意事項について（通達）**

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、身体障害者用の車に関する規定が整備されるとともに、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）により、原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定制度が新設され、令和5年4月1日から施行されることとなったところ、その概要及び運用上の留意事項は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

（別紙省略）